

資料編

(1) SDGsの17の目標と施策の方向性の対応関係

章	政策分野	施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
子育て・学びの推進	子育て	質の高い教育・保育及び総合的な子育て支援の充実	●	●		●	●			●	
		社会を生き抜く力を育てる義務教育の推進	●			●					
	学び	市民主体の生涯学習社会の構築				●					
		市民が楽しく取り組める生涯スポーツの推進			●	●					
		地域文化の継承				●					
福祉・健康の推進	福祉	地域ぐるみの取組など地域福祉の充実	●	●	●						
		高齢者の総合的な福祉の充実と介護保険制度の運用	●	●	●						
	健康	市民の健康づくりと地域医療体制の充実			●						
		生活の安定を支える社会保障の充実			●						
生活安全・環境保全の推進	生活安全	市民の生命と財産を守る地域防災の充実									
		市民の安全を守る消防・交通安全の充実			●						
		市民の安心を守る防犯・消費者生活対策の充実									
	環境保全	かけがえのない地域資源である自然環境の保全・活用						●			
		将来にわたって持続可能な循環型社会の構築						●	●		
都市基盤・産業観光の推進	都市基盤	定住促進に資する計画的な土地利用の推進									
		生活を支える道路ネットワークと公共交通の充実									●
		公園・緑地の整備と維持管理の促進									
		快適で清潔な生活環境に資する上水道及び生活排水対策の整備促進			●			●			
	産業観光	稲敷の豊かな農地の保全と元気で明るい農業・水産業の振興		●						●	●
まちづくりと連携した商用・工業・観光の振興									●	●	
連携する市民と行政の推進	市民参画	みんなで取り組む市民協働・コミュニティづくりの促進									
		市民の人権が尊重される社会づくり	●			●	●				
	行政財	適正なサービスのための健全な自治体運営の推進									
		広報・広聴の充実及びシティプロモーション									

章	政策分野	施策	10	11	12	13	14	15	16	17	
			平等	持続可能都市	消費生産	気候変動	海洋資源	自然保護	平和公正	パートナーシップ	
子育て・学び	子育て	質の高い教育・保育及び総合的な子育て支援の充実							●		
		社会を生き抜く力を育てる義務教育の推進							●		
	学び	市民主体の生涯学習社会の構築									●
		市民が楽しく取り組める生涯スポーツの推進									●
		地域文化の継承		●							●
福祉・健康	福祉	地域ぐるみの取組など地域福祉の充実	●						●	●	
		高齢者の総合的な福祉の充実と介護保険制度の運用								●	
	健康	市民の健康づくりと地域医療体制の充実									
		生活の安定を支える社会保障の充実									
生活安全・環境保全	生活安全	市民の生命と財産を守る地域防災の充実		●		●					●
		市民の安全を守る消防・交通安全の充実		●							●
		市民の安心を守る防犯・消費者生活対策の充実		●					●	●	
	環境保全	かけがえのない地域資源である自然環境の保全・活用					●	●			
		将来にわたって持続可能な循環型社会の構築		●	●		●				
都市基盤・産業観光	都市基盤	定住促進に資する計画的な土地利用の推進		●	●						
		生活を支える道路ネットワークと公共交通の充実		●							
		公園・緑地の整備と維持管理の促進		●							
		快適で清潔な生活環境に資する上水道及び生活排水対策の整備促進				●	●				
	産業観光	稲敷の豊かな農地の保全と元気で明るい農業・水産業の振興						●			
	まちづくりと連携した商用・工業・観光の振興			●							
連携市民行政	市民参画	みんなで取り組む市民協働・コミュニティづくりの促進							●	●	
		市民の人権が尊重される社会づくり	●						●	●	
	行政財	適正なサービスのための健全な自治体運営の推進	●		●					●	●
		広報・広聴の充実及びシティプロモーション			●					●	●

(3) 策定の経緯

年月日	事項	内容
令和元年6月27日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 策定方針及びスケジュール 各課原案の作成依頼
令和元年7月26日 ～8月2日	各課原案ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の記載内容についての説明及び各課原案調査をヒアリング形式で実施
令和元年9月18日	市長・教育長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の策定方針 基本構想の内容 基本計画に反映する政策 稲敷市の長期的な展望
令和元年10月7日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画と行政改革大綱、総合戦略の関係 各計画の進捗・効果検証 総合計画総論 総合計画基本計画骨子案（重点プロジェクト・基本計画イメージ） 基本構想（土地利用構想） 策定スケジュール
令和元年10月23日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱 会長及び副会長の選任 諮問 総合計画、行政改革大綱、総合戦略の効果検証 総合計画基本計画骨子案 策定スケジュール
令和元年11月12日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画基本計画（素案） 第4次行政改革大綱体系 第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略体系
令和元年12月8日	タウンミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 江戸崎公民館、桜川地区センターにて総合計画に関するタウンミーティングを実施
令和元年12月15日	タウンミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 新利根地区センター、あずま生涯学習センターにて総合計画に関するタウンミーティングを実施
令和元年12月26日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次稲敷市総合計画中期基本計画（案） 第4次稲敷市行政改革大綱（案） 第2次稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
令和2年1月29日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第1回審議会議事対応内容 タウンミーティング実施報告 第2次稲敷市総合計画中期基本計画（案）
令和2年1月31日 ～2月19日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 第2次稲敷市総合計画中期基本計画（案）についてのパブリックコメントを実施
令和2年3月12日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントについての結果報告 第2次稲敷市総合計画中期基本計画概要版（案）について
令和2年3月16日	第3回審議会（中止）	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントについての結果報告 第2次稲敷市総合計画中期基本計画概要版（案）について 答申
令和2年3月24日	答申	<ul style="list-style-type: none"> 稲敷市総合計画審議会横須賀会長から寛市長へ答申

(4) 稲敷市総合計画策定委員会設置要綱

平成27年10月30日

訓令第12号

改正 平成29年3月31日訓令第6号

(設置)

第1条 稲敷市総合計画について、必要な事項を調整及び協議するため、稲敷市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 稲敷市総合計画策定についての方針
- (2) 稲敷市総合計画策定の基本計画に関する事項
- (3) 稲敷市総合計画に係る調査及び連絡調整に関する事項
- (4) その他稲敷市総合計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長を、副委員長には政策調整部長をもって充てる。

3 委員には別表に掲げる者をもって充てる。

4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催するものとする。

2 委員長は、委員以外であっても、必要があると認めたときは、策定委員会に出席させることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 委員長は、策定委員会の補助機関として、稲敷市総合計画ワーキングチームを置く。

2 稲敷市総合計画ワーキングチームの構成員は、委員長が指名する者とする。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、政策調整部政策企画課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年11月4日から施行する。

附 則(平成29年訓令第6号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

教育長

総務部長

危機管理監

市民生活部長

保健福祉部長

産業建設部長

上下水道部長

教育部長

議会事務局長

会計管理者

(5) 稲敷市総合計画策定委員会名簿

番号	職名	氏名	備考
1	副市長	高山 久	委員長
2	教育長	山本 照夫	
3	政策調整部長	根本 英誠	副委員長
4	総務部長	油原 久之	
5	危機管理監	濱田 正	
6	市民生活部長	坂本 文夫	
7	保健福祉部長	青野 靖雄	
8	産業建設部長	萩谷 克巳	
9	上下水道部長	坂本 哲	
10	教育部長	川崎 忠博	
11	議会事務局長	坂本 浩一	
12	会計管理者	齊藤 東敏	

(6) 稲敷市総合計画審議会条例

稲敷市条例第152号

稲敷市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 稲敷市の総合計画について調査審議するため、稲敷市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(掌握事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画について調査審議し、その結果について、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する委員25人以内で組織する。

- (1) 市議会の議員 8名以内
- (2) 学識経験者 3名以内
- (3) 各種団体等 8名以内
- (4) 一般市民 6名以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第3号のうちより委嘱された委員にあっては、その職を去ったときは委員の職を失うものとする。

4 委員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(7) 稲敷市総合計画審議会名簿

番号	氏名	委員構成	備考
1	伊藤 均	市議会議員	稲敷市議会議長
2	松戸 千秋	〃	稲敷市議会副議長
3	若松 宏幸	〃	稲敷市議会総務教育常任委員会委員長
4	根本 浩	〃	稲敷市議会市民福祉常任委員会委員長
5	中沢 仁	〃	稲敷市議会産業建設常任委員会委員長
6	篠田 純一	〃	稲敷市議会議会運営委員会委員長
7	横須賀 徹	学識経験者	法政大学大学院兼任講師
8	姥貝 守	〃	稲敷市教育委員会教育長職務代理者
9	鏡渕 洋	〃	(株)常陽銀行江戸崎支店支店長
10	古川 勉	各種団体	稲敷市商工会振興課長
11	根本 作左衛門	〃	稲敷農業協同組合代表理事組合長
12	富澤 富生	〃	稲敷市区長会連合会会長
13	黒田 伸治	〃	稲敷市民生委員児童委員協議会会長
14	本橋 正勝	〃	稲敷市老人クラブ連合会会長
15	村塚 好一	〃	稲敷市消防団長
16	坂本 文子	〃	稲敷市食生活改善推進委員協議会会長
17	諸岡 明美	〃	稲敷市ボランティア連絡協議会会長
18	高木 正志	市民代表	
19	墳崎 崇史	〃	
20	高須 晃次郎	〃	
21	沼崎 夕子	〃	
22	田村 千鶴	〃	
23	清野 敏秀	〃	

(8) 諮問

稲政企第37号
令和元年10月23日

稲敷市総合計画審議会
会長 横須賀 徹 様

稲敷市長 笥 信太郎

第2次稲敷市総合計画中期基本計画の策定について(諮問)

稲敷市の未来を展望し、より一層の発展を目指したまちづくりを進めるため、令和2年度からの市政運営の基本方針となる第2次稲敷市総合計画中期基本計画を策定したいので、稲敷市総合計画策定条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮問理由

稲敷市は、平成29年3月に第2次稲敷市総合計画を策定し、新市建設以来、将来像として掲げている「みんなが住みたい素敵なまち」を目指してさまざまな施策を総合的に推進してきました。

今般、新たに策定したまちづくりの基本方針「稲しき未来ビジョン」との連動性や実効性を高めるため、基本計画の計画期間を更新するにあたり、「第2次稲敷市総合計画中期基本計画」を策定しようとするものです。

稲敷市を取り巻く状況変化は目まぐるしく、人口減少や少子高齢化の進行、災害の激甚化、医療・福祉分野での負担増、税収の減少など、市政はますます厳しい行財政運営に直面することが見込まれます。

これら山積する諸問題に対応していくためには、未来への明確なビジョンをもち、新たな時代に対応できるまちづくりを進めていくことが求められるため、令和2年度からの市政の基本方針となる「第2次稲敷市総合計画中期基本計画」の策定につきまして、貴審議会の意見を求めるものであります。

(9) 答申

令和2年3月24日

稲敷市長 笥 信太郎 様

稲敷市総合計画審議会
会長 横須賀 徹

第2次稲敷市総合計画の策定について(答申)

令和元年10月23日付稲政企37号をもって諮問のあった標記の件について、稲敷市総合計画審議会条例第2条に基づき、本審議会において慎重に審議した結果、別冊「第2次稲敷市総合計画 中期基本計画(案)」としてまとめましたので答申致します。

なお、計画の推進にあたっては、市民が「幸福、豊かさ、満足、安心、安全」を実感できるよう、下記の付帯意見に十分配慮しながら、「みんなが住みたい素敵なまち」の実現に向けたまちづくりに努めることを要望します。

付帯意見

○重点プロジェクトの実現

今後4年間で優先的に取り組む施策である「重点プロジェクト」については、市民の安心・安全及び人口減少対策の視点にも留意し、その実現に向け、スピード感をもって積極的に推進するよう努められたい。

○進行管理の一元化

総合計画に行政行革大綱、総合戦略を加えた各施策や事業の推進にあたっては、より実効性の高い施策展開を図るため、一元的な評価システムを活用し、着実な進行管理を実施されたい。また、進捗状況や検証の結果が広く市民に共有されるよう取り組まれたい。

○市民協働のまちづくり

本計画の推進にあたっては、行政改革の取組を念頭に、市民一人ひとりが力を合わせ、まちをつくり育てるとの共通認識にたち、これまで以上に市民が積極的にまちづくりに関われるような体制を強化されたい。

○取組体制の充実

施策の推進にあたっては、職員一人ひとりが計画の実現に向けて、明確な目標をもって取り組むよう意識の醸成を図られたい。また、複合的な施策の推進にあたっては、庁内組織の横断的連携と協力体制の充実を図られたい。

○SDGsへの取り組み

計画の推進にあたっては、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標に総合的に取り組まれたい。

第2次稲敷市総合計画中期基本計画

2020年3月発行

稲敷市政策調整部政策企画課(企画財政課)

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1

電話：029-892-2000(代)

稲敷市ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp>
